

# 亀山市協働の指針



三重県亀山市

# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 協働の基本理念</b>	
1. 協働とは？	1
2. 協働を推進するとどうなるの？	1
(1) 市民による社会貢献の場の創出	
(2) 公共サービスの質の向上	
(3) 公共サービスのコストの削減	
3. 協働を推進していくための3原則	2
(1) 対等の原則	
(2) 目的・情報共有の原則	
(3) 公正・公開の原則	
4. 協働を推進するそれぞれの役割	2
(1) 市民の役割	
(2) 行政の役割	
<b>第2章 亀山市の協働の現状と課題</b>	
1. 協働の現状	3
2. 協働の課題	3
<b>第3章 協働の更なる推進のために</b>	
1. 協働事業提案制度	5
(1) 協働事業提案制度とは？	
(2) 協働事業提案制度の対象は？	
(3) 協働事業提案制度におけるイメージ	
(4) 市民と行政の役割分担の考え方	
(5) 協働の形態	
(6) 提案制度に適した協働事業	
(7) 評価を行うには	
2. 既存事業等について	10
3. 協働を進める市の体制整備	10
4. 意識改革と参加の促進	10
おわりに	10
資料編	11

## はじめに

現代社会においては、生活習慣や考え方も種々様々で、公共サービスを行政だけが提供するのではなく、市民※も自発的に行動し、行政と一緒にあって課題解決にあたることが一層求められています。

亀山市でも、市民の生活スタイルや考え方が多様化してきており、また、新産業の誘致を契機に転入者が増え、まちが活性化してきました。

市民は、市民活動団体や自治会、コミュニティ※といった地域の団体で、あるいは個人で、それぞれの特性を活かし、様々な分野で活発に社会貢献活動に取り組んでいます。また、平成19年4月に協働の拠点として設置された市民協働センターでは、様々な市民活動※や交流事業が行われています。

このような状況のもと、市民と行政は、それぞれの持つ知恵や情報などを出し合って、ともに魅力あるまちづくりに向けて取り組んでいくことが必要です。

この指針は、様々な立場の主体が協働を円滑に実施するための基本的なルール等を示し、協働の理解や認識を深め、実践していくためのものです。

## 第1章 協働の基本理念

### 1. 協働とは？

私たちの生活しているまちを安心・安全で住みよいまちにしたい、そのための協働のまちづくりは、みんなの共通の課題です。

協働のまちづくりには、大きく二つの意味があります。一つは市民と行政が役割分担しながら、協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」です。

もう一つは、個人・団体・企業などの市民が相互に協力し合い、連携してまちづくりを進める「市民相互の協働」です。この二つの協働がともに活発に展開される社会を築くことが必要です。

したがって、協働とは、「市民が互いに、また市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、住みよいまちにするという共通の目的に向かって、対等の意識で共に取り組むこと。」《協働の理念》です。

この協働の意味をみんなが共有し、実践することが大切です。

なお、この指針では、市民と行政が果たすべき役割を明らかにするため、主として「市民と行政の協働」について記述します。

### 2. 協働を推進するとどうなるの？

協働が進むと次のような効果が期待されます。

#### (1) 市民による社会貢献の場の創出

市民が社会貢献活動に参加することにより、自らの知識や能力を活かしたまちづくりが進められます。

## **(2) 公共サービスの質の向上**

公共サービスの提供方法が見直され、利用者の立場に立つことで公共サービスの質が向上します。

## **(3) 公共サービスのコストの削減**

公共サービスは、もっぱら行政が提供するというこれまでの考え方が見直され、よりよい公共サービスを実現する担い手の多様化が進められることで、コストの削減に結びつきます。

# **3. 協働を推進していくための3原則**

市民と行政が円滑かつ効果的に協働を推進していくには、以下に掲げる3原則を十分に理解し、常に意識して協働にあたることが大切です。

## **(1) 対等の原則**

市民と行政は、それぞれ自主・自立した対等な関係で、それぞれの独自性・専門性を活かし上下関係はありません。要求するだけ、押し付けるだけの関係ではなく、役割分担をし、お互いの立場を理解し合って、支えあう関係です。

## **(2) 目的・情報共有の原則**

市民と行政は、成果を上げるために互いの立場や特性を十分に理解し、何のために協働するのか、その目的や役割などを確認し合い、活動に必要な情報を共有し、学び合いながら信頼関係を築くことが大切です。

## **(3) 公正・公開の原則**

市民と行政は、協働で行う取り組みや事業に対して公正な判断を行い、その取り組みが誰からも理解が得られるよう、積極的に情報を公開し、説明することが必要です。

# **4. 協働を推進するそれぞれの役割**

円滑かつ効果的に協働を推進していくには、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、確認し合っ

## **(1) 市民の役割**

協働における市民の役割は、まちづくりにおける役割を自覚し、自らの知恵と工夫をもって取り組み、協働の推進と公共の福祉等の増進に努めることです。

つまり、個人の場合は、進んで社会貢献活動に参加したり、協働のまちづくりに関心を持つこと、企業の場合は、豊富な人的・物的資源や経験の蓄積を協働のまちづくりのために提供すること、団体の場合は、専門性、先駆性、機動力などを協働のまちづくりのために提供することなどが望まれます。

## **(2) 行政の役割**

協働における行政の役割は、市民活動やまちの状況を的確に把握し、行政の事業計画や進捗状況

などの情報を市民に提供し、市民・行政双方に必要な知識習得の機会を設け、協働できる環境になっていくように努めることです。

そして、職員一人ひとりが協働について理解し、協働のまちづくりのコーディネーター※となり、協働する機会を創り出していくことが望まれます。

## 第2章 亀山市の協働の現状と課題

### 1. 協働の現状

亀山市では、以前から市民と行政と一緒に地域課題解決に取り組んできました。

その事例として、平成16年に起こった鈴鹿国定公園内の野登山への鉱石試掘権設定については、地域の水源と景観を守るため、市民と行政が一緒になって取り組み、出願の取り下げに至りました。

また、坂本棚田では、農林水産省から日本の棚田百選に選ばれたことを機に、毎年棚田保存会による坂本棚田野上がりまつりが開催され、行政と共に棚田を保全する取り組みが行われています。さらに、東海道の三つの宿場（亀山宿、関宿、坂下宿）では、市民がその観光資源を活かし、保存活動や案内ボランティア※活動などを展開しています。

一方、自治会・コミュニティ等の従来から地域社会を支えている団体は、行政と共にきめ細かな地域の問題解決への活動を行っています。例えば、加太地区では、市民生活の安心・安全を守るため、地域全体で防犯活動に取り組んでいます。

さらに、特定の目的を持った市民活動団体は、福祉、環境、人権、教育、文化、まちづくりなど、多種多様な活動を行っており、市民協働センターの開設により、市民と行政の協働への新たな取り組みが芽生え、今後、協働の本格的な展開が期待される状況です。

このほか、各種委員等の公募やパブリックコメント※の実施、ワークショップ※の開催、アンケートによる意見募集等の政策形成過程における市民参画も推進されており、地域ではコミュニティの充実などが図られようとしています。

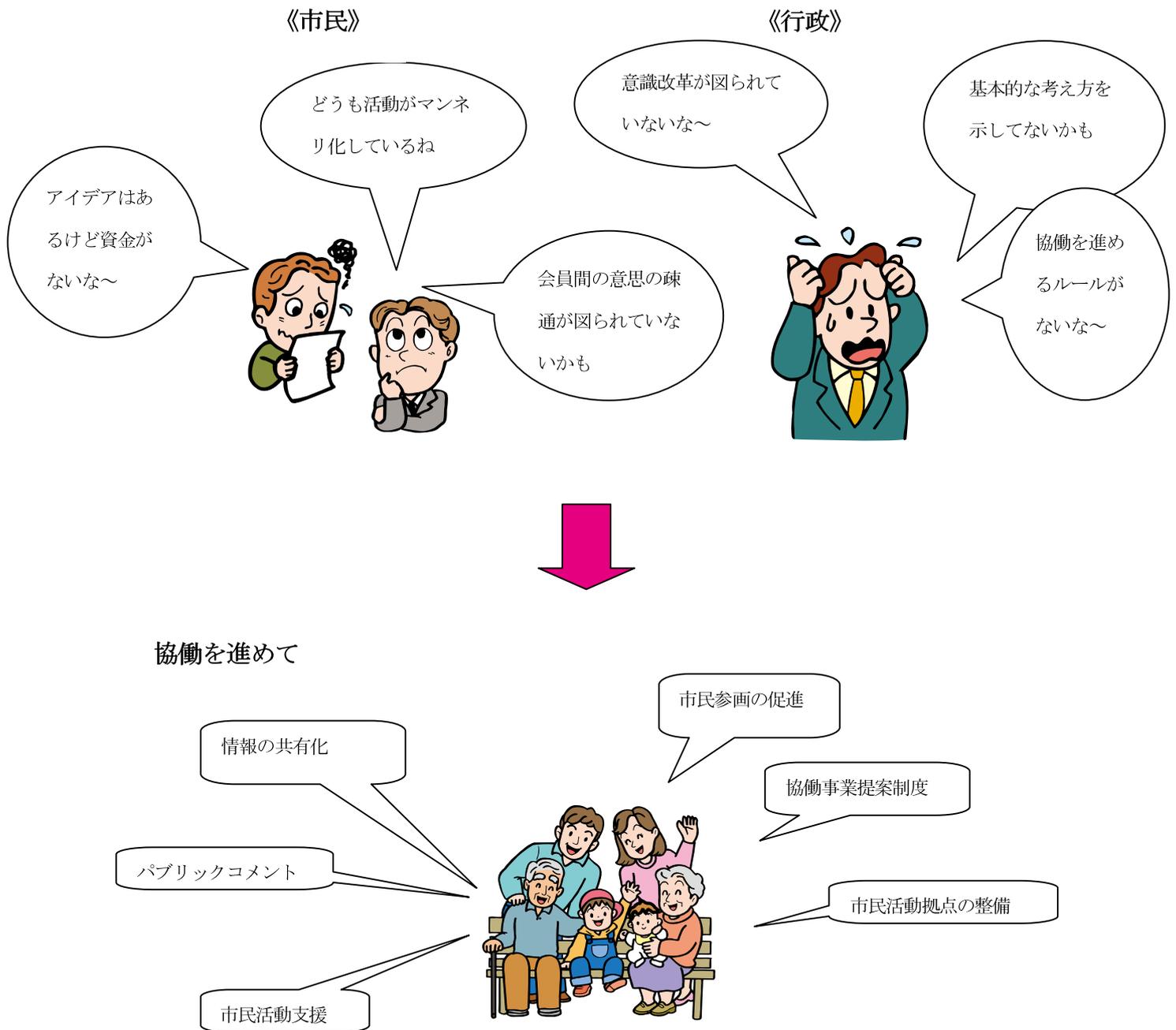
### 2. 協働の課題

市民への協働に対するアンケート（平成19年7月に実施）では、「行政、市民活動団体ともに協働の意識が浸透していない。」「協働を進めるための市の基本的な考え方が示されていない。」が多く挙げられました。また、協働を進めるために行政に必要なこととして、「市民活動団体、市民に対する啓発、意識改革を図る。」「協働を進めるルールを策定する。」が多数の意見を占めました。

このように、協働の理念・目的などについての基本的な理解がないまま協働が進められ、十分な効果が得られていないことや、協働の機会が増えているにも関わらず、効果的に協働するためのしくみやルールが確立されていないのが現状です。

また、協働する上では、それぞれの組織の基盤や意思が明確でなければなりません。市民は、市民活動を続けていく上で活動のマナー※化や会員相互のコミュニケーション※不足、資金難、次

世代につながる活動ができていないなど多くの課題を抱えています。一方、行政は市民との協働に対する意識、知識不足や協働への不安を多く抱えています。



[図 1]



## 第3章 協働の更なる推進のために



協働を更に推進していくためには、市民は、自分たちのまちは自分たちがよくしていこうという意識を持ち、まず声を出す（提案する）ことが必要です。そして、行政は、市民が声を出し易く、そして市民の意見を尊重し、話し合いの中でお互いを理解し、提案の芽を育て、事業化に向けて進めていく体制に整備する必要があります。

そこで、既存の協働事業の目的や役割などを明確にするとともに、新たに協働事業提案制度を導入し、市民と市職員の意識改革とまちづくりへの参加の促進を図ります。

さらに、市民相互の協働を推進するために、相談に応じたり、必要な情報や交流の場の提供なども行います。

### 1. 協働事業提案制度

#### (1) 協働事業提案制度とは？

協働事業提案制度は、市民と行政の多様なアイデアを提案する窓口を設置し、事業化できるものは協働で事業化していくためのしくみです。

提案分野には、特に制限はありません。新たな事業提案だけでなく、市が既に実施している事業に関連する提案も可能です。

協働事業提案制度には、市民提案と行政提案があります。

市民提案は、「行政と協働して事業を始めたい。」あるいは「既に行われている行政の事業をよりよいものにしたい。」そんな思いのある市民からの提案を協働で事業化していくものです。行政提案は、行政から市民に事業提案を募集し、同様に進めます。

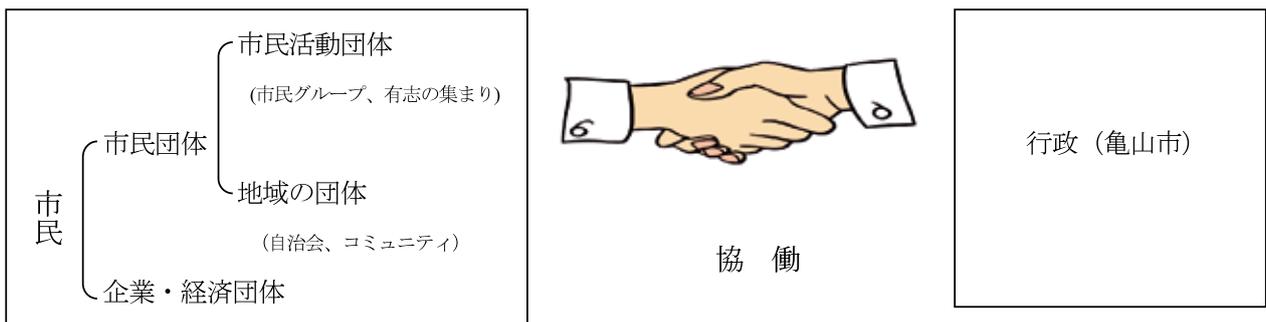
この提案制度は、公共サービスの質の向上、市民団体の事業力強化、市民と行政の協働意識の構築、公共の利益を目的として行います。

したがって、営利目的の提案や行政への一方的な要望といったものは、対象になりません。

#### (2) 協働事業提案制度の対象は？

協働事業を具体化していくためには、個人では実現が難しいことから、市民活動団体や地域の団体、企業等に働きかけ、共に提案していくことになります。

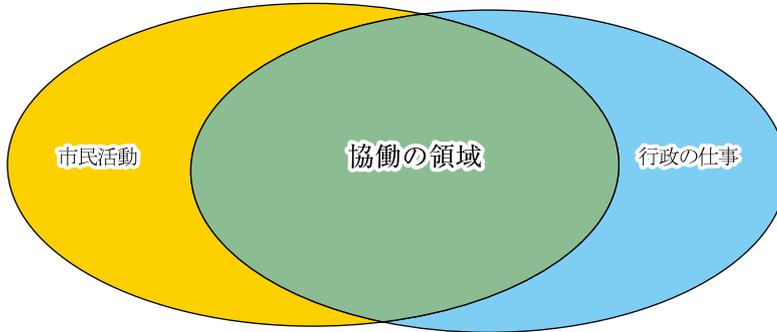
協働事業提案制度での相手方のイメージを[図2]に示します。



[図2]

### (3) 協働事業提案制度におけるイメージ

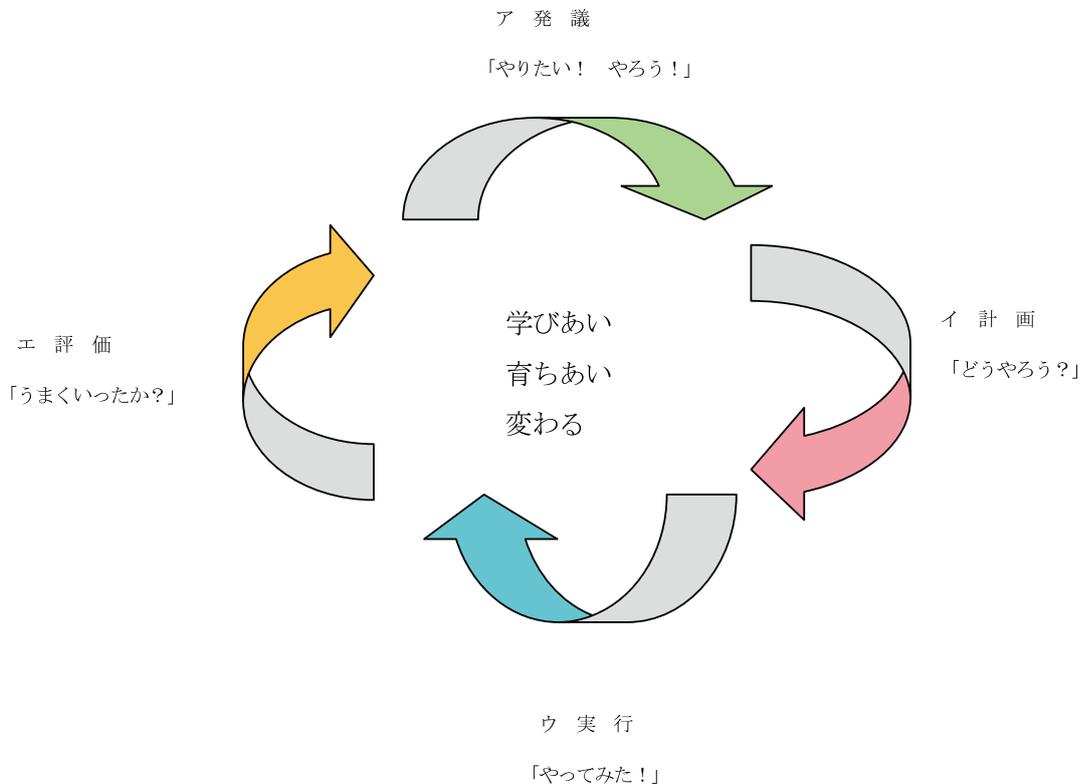
協働事業提案制度における「協働の領域」のイメージを[図3]に示します。



[図3]

協働によるまちづくりは、「お互いが相手を理解することに努め、その信頼関係のもと、ともに学び、ともに育ち、ともに変わる」という一連の行動と目標達成の繰り返し作業です。それをイメージした協働のサイクルを[図4]に示します。

#### 《協働のサイクル》

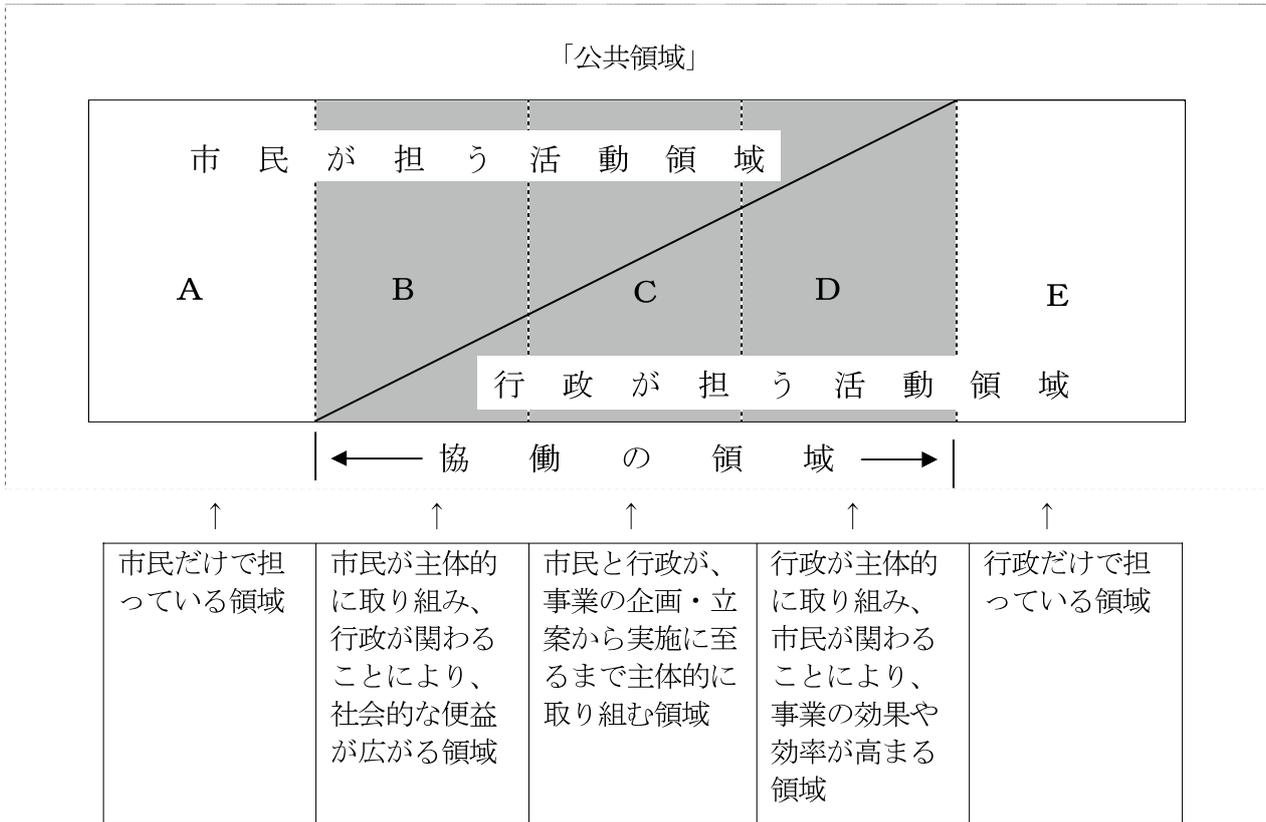


[図4]

#### (4) 市民と行政の役割分担の考え方

市民と行政の関わりの度合いという視点から、[図5]のように公共領域をA、B、C、D、Eに分けると、B、C、Dが協働の領域になります。

役割分担については、事業の目的や目標などを踏まえ、公共領域をどのような主体が担うのがよいかを明らかにした上で、その取り組みを進める必要があります。



参考：『時代がうごくとき—社会の変革とNPOの可能性』山岡義典著 ぎょうせい1999をもとに本指針の文脈で文言を変更

[図5]

## (5) 協働の形態

協働の形態を次表のように分類します。

形態	内容	効果等
①共催	提案者と協働の相手方が共に事業主体(主催者)となって事業を行う協働形態です。	お互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。また、お互いの役割分担・経費負担について明確にする必要があります。
②後援	市民が実施する事業を支援するため、行政が後援という形で名を連ねる協働形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼を増すことができます。
③事業協力	提案者と協働の相手方がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する協働形態です。	双方の特性が発揮できます。また、話し合いの機会が増えることで相手方との信頼関係が構築できます。
④実行委員会	提案者と協働の相手方が実行委員会や協議会を構成し、実行委員会や協議会が主催者となり事業を行う協働形態です。	企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になります。また、それを決めるための話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。
⑤アダプト制度※	公共施設について、提案者が美化活動や施設の現状報告を行い、行政は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。	住民自治の推進と地域の活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの事業に対する意識が向上します。
⑥委託	行政が責任を持って担うべき事業を市民の特性を活かして、より効果的な取り組みを行うための協働形態です。	市民が持つ特性が発揮されることで、行政にはない創造性や先駆性が期待でき、決め細かなサービスの提供が可能となります。
⑦補助	市民が行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現する協働形態です。	事業の実施主体である市民の自主・自立が尊重されます。

## (6) 提案制度に適した協働事業

協働事業提案制度に適すると思われる事業例を[図6]に掲載しました。この他にも様々な事業が考えられます。



清掃事業



講演会の開催



サポート事業



交流事業の開催



調査・研究事業



イベントの開催



講座の開催



施設管理事業

[図6]

## **(7) 評価を行うには**

協働事業の信頼性を高め、透明性を確保するとともに、説明責任を果たすために評価は必要です。そこで、協働事業においては、協働事業実施状況や協働の姿勢などについて評価し、事業成果を市民に発表することとします。

## **2. 既存事業等について**

既存の協働事業等についても、事業の実施から評価に至るまで、書面により目的、役割などを明確にするとともに、評価を行うように努めます。

## **3. 協働を進める市の体制整備**

協働を全庁的に推進するため、市民相談・協働推進室と連携をとり、協働事業の提案や相談への対応、所管を横断する事案への対応、所管内の連絡調整などを行う職員を各部（室）に配置するなど組織体制の整備を行います。

## **4. 意識改革と参加の促進**

市民や市職員に対して協働に関する講座や研修会を開催し、意識改革を図ります。また、まちづくりについて市民が学習する機会を設け、積極的に参加するよう促します。

さらに、まちづくりへの関心、参加意識を高めるため、市広報、ホームページなどで市民活動、協働事業など様々な情報を発信します。

## **おわりに**

市民活動は小さなことから大きなことまで様々な活動があります。市民活動をすることは、多くの人や団体と関わることによって自らを豊かにするだけでなく、それぞれの得意分野を活かすことで、よりきめ細かな公共サービスが提供できることとなります。

多くの人は、何か世の中の役に立ちたいと思っています。その人が活動しやすく、誰もが声を出しやすい環境をつくっていくことが必要です。そして、みんなで楽しく、とにかくやってみることが大切です。また、活動する上で、何のためにするのか、誰のためにするのかをはっきりと認識して進めることが必要です。

この指針は、まちづくりを進めていく上で必要となるルール等を示すもので、協働のまちづくり実現のための有効な手段となることを期待し、市民と行政で組織する「亀山市協働の指針ワーキンググループ」によって作成された指針案をもとにまとめたものです。今後協働を実践していくうえで、更に次の段階へと見直され、発展していくものです。

# 資料編

資料 1	【協働事業提案制度の具体的な流れ】	1 2
資料 2	【協働事業提案制度のルール】	1 5
資料 3	【Q & A】	1 7
資料 4	【用語解説一覧】（五十音順）	1 9
資料 5	【亀山市協働の指針策定に向けてのアンケート結果】	2 2

## 協働事業提案制度の具体的な流れ

### ①提案募集

#### A. 相談

協働事業提案制度に関する相談は、市民相談・協働推進室が窓口になります。

#### B. 提案募集説明会

- ・具体的な制度の説明やスケジュール等に関する説明会です。
- ・募集する前に行います。

#### C. 募集

- ・協働事業提案を行う場合は、協働事業提案書により応募してください。
- ・申請の窓口は、市民相談・協働推進室になります。
- ・具体的な日程については、市広報等でお知らせします。

### ②呼びかけ

- ・市民・行政提案に対する協働の相手方を呼びかけます。市民提案であれば行政担当部局へ、行政提案であれば市民へ呼びかけます。
- ・呼びかけは、約1か月間行います。

### ③調整・協議

- ・調整・協議の期間は、おおよそ2か月間です。
- ・選定委員会に向けて、市民と行政の調整・協議を行います。
- ・提案内容に関しての協議や情報収集を通して、提案の事業化についての可能性を検討し、実施に向けての課題等を整理します。
- ・必要に応じて、協働コーディネーターが介添役として参加します。
- ・打ち合わせ等の具体的な日程は、市民相談・協働推進室が調整します。
- ・打ち合わせにより提案内容を修正していただくこともあります。

### ④事業の決定

#### A. 選定委員会

- ・提案者、協働の相手方、協働コーディネーターによる協議の結果を踏まえ総合的に判断します。
- ・出席者は、提案者、協働の相手方、選定委員、協働コーディネーター、市民相談・協働推進室等になります。

#### B. 選定委員会から市長に報告

- ・選定結果を報告書にまとめ、市長に報告します。

#### C. 結果の公表

- ・市の検討結果は、「検討結果通知書」として取りまとめ、提案者へ通知します。
- ・結果の公表は、3月下旬頃に行います。

## ⑤最終協議の場

- ・協働事業として推進するものについては、事業化に向けて提案者と協働の相手方との個別協議を進めます。
- ・調整・協議のポイントは、これまでの過程を通じて明らかになった課題への対応を図るとともに、お互いの役割分担を明らかにしつつ、事業の実施方法や事業経費等の細部調整になります。
- ・打ち合わせ等の具体的な日程は、市民相談・協働推進室が調整します。
- ・調整・協議の結果に応じて、提案内容を修正していただくこともあります。

## ⑥事業の実施

- ・予算を伴うものは、提案者と協働の相手方で事業実施に向けた協議が整い、かつ、予算化が図られた段階で、協働事業協定書等を締結し、協働事業がスタートすることになります。
- ・委託契約書では、委託者と受託者が契約業務を履行する上で相互に遵守する事項を総括的に規定します。
- ・予算を伴わないものは、提案者と協働の相手方で事業実施に向けた協議が整い、協働事業協定書等を締結し、協働事業がスタートすることになります。
- ・協働事業協定書では、協働事業の理念、目的、内容、役割分担、連絡体制等の取り決めを行います。

## ⑦評価と改善

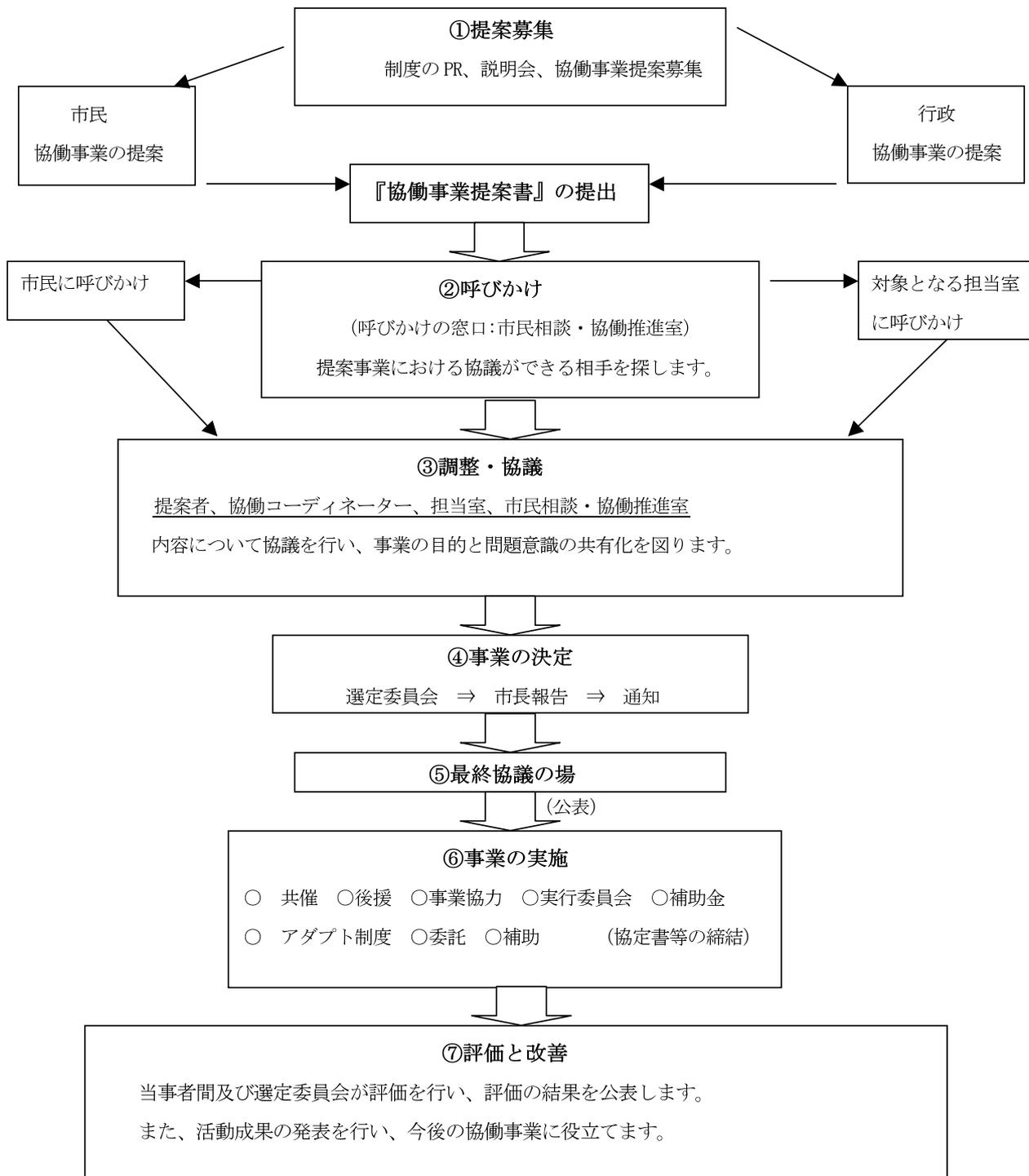
- ・事業中間期に進捗状況を確認するふりかえり会議を行います。
- ・事業終了後、提案者、協働の相手方の双方が協働事業評価調書により評価します。
- ・市民に対して事業成果の発表を行います。その際、選定委員が協働事業の成果を評価します。

### 既存の協働事業等の取り扱い

1. 既存の協働事業については、協働事業取組協議書等により、協働の当事者間で事業の目的、役割などを確認し合うとともに、成果や課題について協議します。
2. 提案窓口で取り扱うことができなかった新規の協働事業については、協働事業評価調書等により事業の目的、役割などを確認し合うとともに、成果や課題について協議します。

## 協働事業提案制度のフローシート（流れ）

協働事業提案制度のフローを [ 図7 ] に示しました。



[ 図 7 ]

### 協働事業提案制度のルール

#### A. 提案内容のルール

##### 1. 対象となる事業

事業は、単年度事業(4月1日から翌年の3月31日まで)とし、次の要件を備えた事業を対象とします。

- ①公益的・社会貢献的な事業であって、市民と行政が協働して取り組むことにより、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- ②市民満足度が高まり、具体的な成果・効果が期待できる事業
- ③協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- ④協働の役割分担が明確かつ妥当で、提案者が実施することが可能である事業
- ⑤モデル的・先駆的な工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑥予算の見積り等が適正である事業

##### 2. 対象外となるもの

- ①営利を目的としたもの
- ②特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③政治、宗教、選挙活動に関するもの
- ④地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- ⑤公序良俗に反するもの
- ⑥その他協働事業として適当でないもの

#### B. 提案者のルール

##### 1. 応募資格

市民と行政がそれぞれ応募できます。また、市民は、次の要件を全て満たすものを対象とします。

- ①個人は対象としません。
- ②市内で活動を行っていること又は既に市外で活動を行っており、今後、市内で活動を行う計画があること。
- ③自立的、継続的に活動していること。
- ④組織の運営に関する規則(規約、会則等)があること。
- ⑤協働事業の連絡責任者が特定できること。
- ⑥協働事業を的確に遂行できる能力を有し、事業の成果報告ができること。
- ⑦宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑧特定の公職者(候補を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑨暴力団又は暴力団の統制下にある団体でないこと。
- ⑩その他公序良俗に反する団体でないこと。

## 2. 検討プロセス※への参加

- ①提案者は、選定委員会や協働の相手方との調整、協議の場に参加します。
- ②提案者は、必要に応じて協働コーディネーターと相談することができます。

### C. 選定委員会のルール

#### 役割

##### ①協働事業への理解

選定委員は、協働事業の趣旨とその意義及びこれを推進するルールについて十分理解するとともに、協働事業が多方面に多様に、かつ、効果的に実施されるよう意見を述べます。

##### ②透明性の確保

選定委員会は、市民、行政両者が協働事業の趣旨とその意義を理解しうる適切な機会を設けるとともに、情報の提供及び情報の公開に配慮します。

##### ③協働事業推進のための市長への報告

選定委員会は、協働事業に関し提案者、協働の相手方、協働コーディネーターの調整、協議の結果を確認・評価し、その結果をまとめて協働事業の推進が図られるよう市長に報告する役割を持ちます。

##### ④協働事業の評価

選定委員会は、市長への報告に対する市の検討結果の回答を確認するとともに、協働事業の成果を評価します。

### D. 協働コーディネーターのルール

#### 1. 役割

協働コーディネーターは、「協働事業の芽」を育てるために以下の役割を担います。

##### ①提案者の介添え

協働コーディネーターは、提案者と協働の相手方とが良好なコミュニケーションが図られるよう、両者のパイプ役として支援を行います。

##### ②創造的協議の進行支援

協働コーディネーターは、提案者と協働の相手方とが協働事業に創造的かつ真摯に取り組むことができるよう、協議の進行を支援します。

##### ③協働事業への情報提供及び意見

協働コーディネーターは、提案者、協働の相手方の両者に対し、協働コーディネーターの視点からの情報提供及び参考となる意見、アドバイスをします。

##### ④選定委員会への報告

協働コーディネーターは、提案者、協働の相手方との調整、協議状況について、選定委員会へ報告します。

#### 2. 構成

協働コーディネーターには、市民活動及び行政の仕組み等に造詣の深い方を選任します。

## 【Q & A】

### 1. いつでも協働の相談や提案はできますか？

いつでもできます。市民からの相談や提案に対し、話し合いにより理解を求め、提案の芽を育てていきます。

### 2. なぜこの提案制度ができたの？

私たちの生活習慣や考え方も様々で、その中で、色々な課題解決に向けて市民と行政が一緒になって取り組む方が効果的できめの細かいサービスができると考えます。市民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組むためにこの制度をつくりました。

### 3. 提案制度では、どのようなことをしたらいいの？

地域課題解決に向けてこのようにしたいと思っても、自分のできることとできないことがあります。できないところを協働の相手方と一緒に協力し合い、課題解決に向けて取り組んでいただくために、まず、やりたい事業を提案していただきます。

### 4. 提案は何回でもできるのですか？

提案は何回でもできますが、提案された事業を行うまでには、協働の相手方や協働に向けての協議、予算化など決めていかなければならない事柄がたくさんあります。

### 5. 提案団体に人数制限はあるの？

人数に制限はありませんが、協働事業を行うには、相当数必要であると考えています。

### 6. 自治会は協働の相手になりますか？

地縁による組織体である自治会も、共に重要な協働の担い手になります。

### 7. 企業は協働の相手になりますか？

なります。企業の社会貢献も必要とされる時代です。企業も地域の一員として智恵と資金、労力など、公益の増進のために期待される存在です。

### 8. 提案窓口の不明な場合など、相談・調整はどうするのですか？

この制度の相談及び提案窓口は、市民部市民相談・協働推進室が行います。まずは市民相談・協働推進室に来ていただき、そこから行政側の担当室に連絡し、調整の場を設けます。

### 9. 事業予算の制限はありますか？

特にありません。協働の相手方との協議の中で、決められていくものです。

### 10. 協働事業の時期はいつですか？

予算を伴うものにつきましては、翌年度が事業年度です。期間は単年度事業ですので、4月1日～翌年3月31日までです。ただし、次年度以降も継続が必要な事業につきましては、担当室と協議を行っていただきます。

### 11. 協働の相手は誰が決めるのですか？

市民提案であれば、提案事業に該当する行政の全ての部署が協議に入り、協議の中で協働の相手方を決めていきます。行政提案であれば、市民相談・協働推進室が市民に対して呼びかけを行い、呼びかけに応じた団体と提案室が協議し、協働の相手方を決めていきます。

### 12. 事業をすることとなった場合、契約書は結ぶのですか？

協働事業において、お互いの対等な協力関係を担保し、双方が自立性と自主性を持って協働事業に取り組み、地域に最大の成果を還元していただくために、「協働事業協定書」を締結していただきます。委託業務については、これとは別に委託業務契約書を締結していただくことになります。

### 13. 事業の責任の所在は誰にあるのですか？

協働事業は、お互いが対等の意識で役割分担しながら課題解決のために事業を行うものですから、双方が責任をもって事業に取り組んでいただきます。

### 14. 事業の継続は考えられるのですか？

市民と行政はよりよい関係を構築し、更なる事業の推進を図るために、実施のプロセスにおける満足度が高い事業は、今後も双方が創意工夫をもって事業に取り組むことによって、素晴らしい成果が期待できると考えます。

### 15. この指針は見直すことがあるのですか？

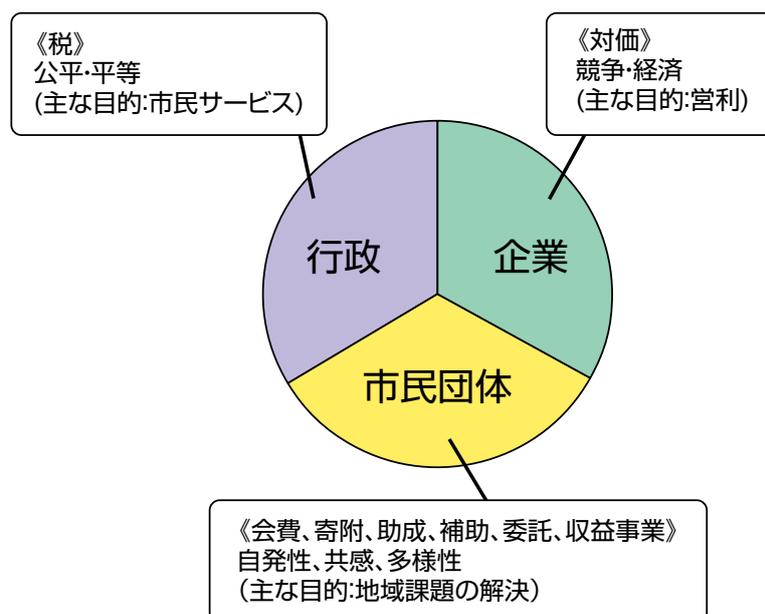
この指針は、永久的なものではありません。運用していく上で改善していくものです。

### 16. 提案制度ができることによって、市議会との関係はどのように変わりますか？

提案制度ができても市議会との関係は変わりません。この提案制度は、地域の課題解決に向け自分も努力するが足りないものは協力し合おうというものです。したがって、要望や陳情はこの制度にはなじみません。

### 17. 市民団体、企業、行政の違いは？

[図8] に示すように、それぞれの使命、目的が違います。



[図8]

# 【用語解説一覧】

## ア行

### アダプト制度

アダプト (adopt・英語)には「養子にする」という意味があります。

アダプト制度は、アメリカで生まれたアダプト・ア・ハイウェイプログラム (adopt - a - highway program) が原型だといわれています。ハイウェイに散乱したごみの清掃にかかる莫大な費用に頭を悩ませていた米国テキサス州運輸局が1985年に市民に協力を呼びかけたところ、市民や地元企業が養子に見立てて清掃するという仕組みが誕生しました。

現在、国内では、道路、公園、河川、海岸などにおいて、アダプト制度により清掃等を実施している例があります。亀山市ではこの仕組みを取り入れた「亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業」を実施しています。

### NPO

NPOは、” Non profit Organization” の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳すのが良いでしょう。「民間」とは「政府の支配に属さないこと」、「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」、「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。

利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

なお、医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、あらゆる分野で社会的使命の達成のために活動する民間非営利組織で、民間の立場で活動するものであれば、法人格の有無や種類は問いません。

## カ行

### コーディネーター

コーディネーター (coordinator) とは、ものごとを調整する役の人をいいます。

### コミュニケーション

複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを受け取りあうこと、あるいは伝えあうことをいいます。

### コミュニティ

共同体 (きょうどうたい)、コミュニティ (英: community) : 同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会 (地域社会) のことです。日本語の「共同体」はこの訳語で、主に市町村などの地域社会を意味しますが、転じて国際的な連帯やインターネット上の集まりなども「共同体」あるいは「コミュニティ」と呼ばれます。(例: 欧州共同体、東アジア

ア共同体)

地方自治体、地域を越えた共同体と区別して、地域住民の相互性を強調する場合、地域コミュニティということも多い。伝統的な村落共同体は、農村、漁村、山村を念頭においていましたが、地域コミュニティには、都市における共同体も含まれます。この点で、現在では、「共同体」の語よりも「地域コミュニティ」の語が広く使用されるようになりつつあります。

亀山市には、現在、25地区コミュニティ組織があり、共同の近隣生活を営む地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図る活動を行っています。

### コミュニティビジネス

「地域の抱える課題を、市民が主体となってビジネスの手法を活用しつつ解決していくひとつの事業活動」をいいます。ワンディシェフのコミュニティレストラン等があります。

## サ行

### 市民

市内に在住、在勤又は在学している個人及び事務所を有する法人その他の団体をいい、個人のほか自治会、コミュニティなどの地域の団体、ボランティアや公益活動を行う市民活動団体、生涯学習や趣味的活動を行う団体、事業者、学校法人、公益法人などを含みます。

なお、第3章においては、市民団体及び企業・経済団体をいいます。

### 市民活動

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、市民の自由で自発的な意見に基づき自立的に行われるものをいいます。ただし、営利活動、宗教活動、政治活動は除きます。

### セクター

分野、方面、領域など関係の及ぶ範囲をいいます。

## ハ行

### パブリックコメント

パブリックコメント（Public Comment、意見公募手続）とは、公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいいます。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。現在、亀山市では試行的に条例（案）などのパブリックコメントを行っています。

### プロセス

英語で過程を意味します。

### ボランティア

ボランティアは、よりよい社会づくりのために、個人が自ら進んで行う、金銭的な見返りを求めない活動とすることができます。個人で行うこともありますが、グループで行うもの、あるいはNPOや行政に関わって行うものもあります。

## マ行

### マンネリ

マンネリズム (mannerism) を省略形にした和製英語。型にはまった事柄や手法及び態度・様子を意味します。形式主義化。現在では、否定的な意味合いにとられ、「飽きの来る・飽きてきた」「新鮮味が無くやる前から結果が見える」「毎度同じ単調でつまらない」「ワンパターン」などの意味合いを持ちます。

### ミッション

市民活動でいうミッションは、「任務」「使命」をいいます。

## ワ行

### ワークショップ

ワークショップ (workshop) とは、本来「作業場」や「工房」を意味する語です。今日では「体験型の講座」を指すことが多いですが、この意味での「ワークショップ」は20世紀初頭の米ハーバード大学においてジョージ・P・ベーカーが担当していた戯曲創作の授業 ("47 Workshop") に起源をもちます。

体験型の講座の意味でのワークショップは、問題解決やトレーニングの手法です。近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。

ワークショップは、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されることがポピュラーな方法です。

ヨガや瞑想、陶芸、映画制作、演劇などの体験セミナー、身体で体験する機会にもこの呼称は使われます。

## 資料5

### 亀山市協働の指針策定に向けてのアンケート結果

平成19年8月

亀山市協働の指針策定ワーキンググループ

実施日 : 平成19年7月5日～7月20日

送付数 : 210

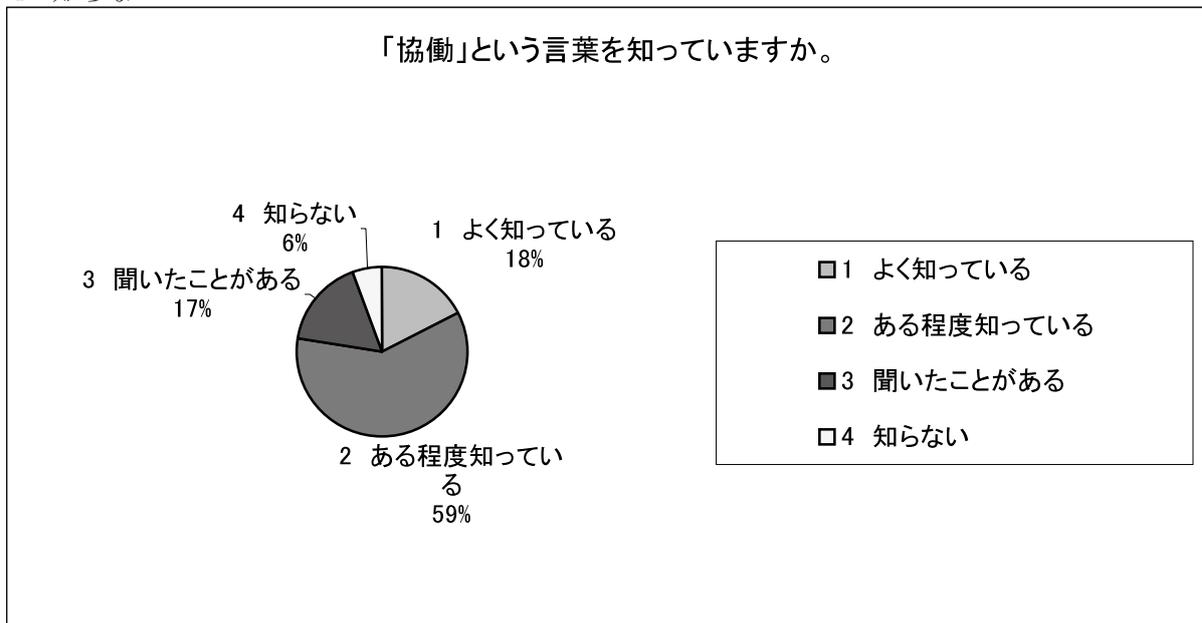
回答数 : 125

回答率 : 59.52%

アンケート送付先	送付数	回答数
市民ネット登録団体（内、非登録団体3団体を含む）	160	89
亀山市自治会連合会支部長	25	18
亀山地区コミュニティ連絡協議会地区会長	25	18
計	210	125

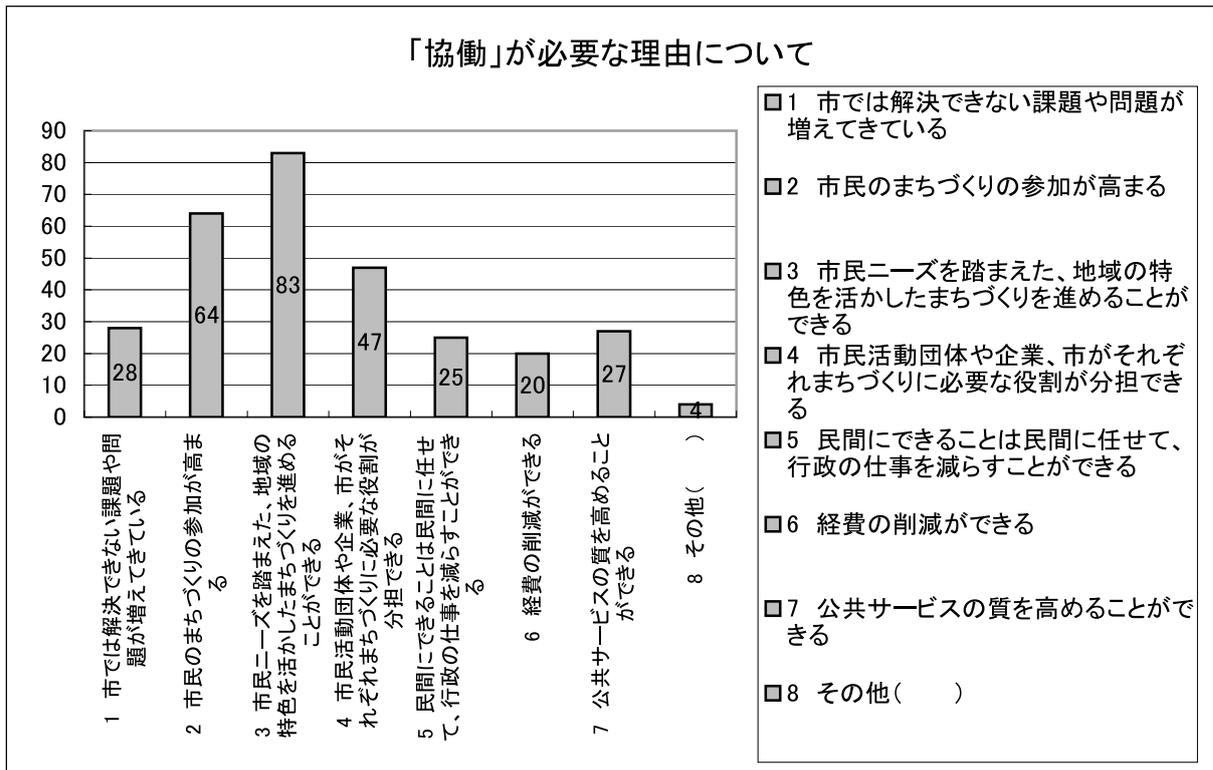
問1 市民活動団体や企業、行政など多くの主体が役割を分担し、対等のパートナーとしてまちづくりに取り組むことを「協働によるまちづくり」といいますが、あなたはこの「協働」という言葉を知っていますか。あてはまるものに○印をつけてください。

- |             |    |
|-------------|----|
| 1 よく知っている   | 22 |
| 2 ある程度知っている | 75 |
| 3 聞いたことがある  | 21 |
| 4 知らない      | 7  |



問2 あなたは「協働」が必要な理由についてどのように思いますか。あなたのお考えに近いものすべてに○印をつけてください。

- |  |    |
|--|----|
| 1 市では解決できない課題や問題が増えてきている               | 28 |
| 2 市民のまちづくりの参加が高まる                      | 64 |
| 3 市民ニーズを踏まえた、地域の特色を活かしたまちづくりを進めることができる | 83 |
| 4 市民活動団体や企業、市がそれぞれまちづくりに必要な役割が分担できる    | 47 |
| 5 民間にできることは民間に任せて、行政の仕事を減らすことができる      | 25 |
| 6 経費の削減ができる                            | 20 |
| 7 公共サービスの質を高めることができる                   | 27 |
| 8 その他（ ）                               | 4  |

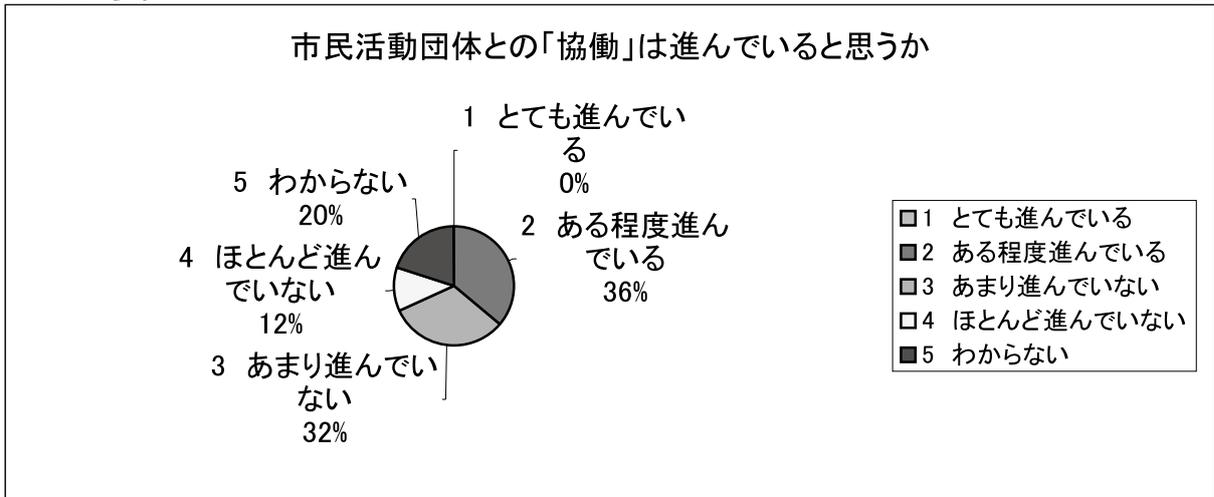


その他の意見

- 団体・企業・行政が各々主体的にというがうまくまとめられるだろうか。
- 税金の軽減
- 市(市民)の進むべき方向(道筋)を検討し、住みよい市にする。

問3 亀山市では、市民活動団体との「協働」は進んでいると思いますか。あなたのお考えにもっとも近いものの一つ○印をつけてください。

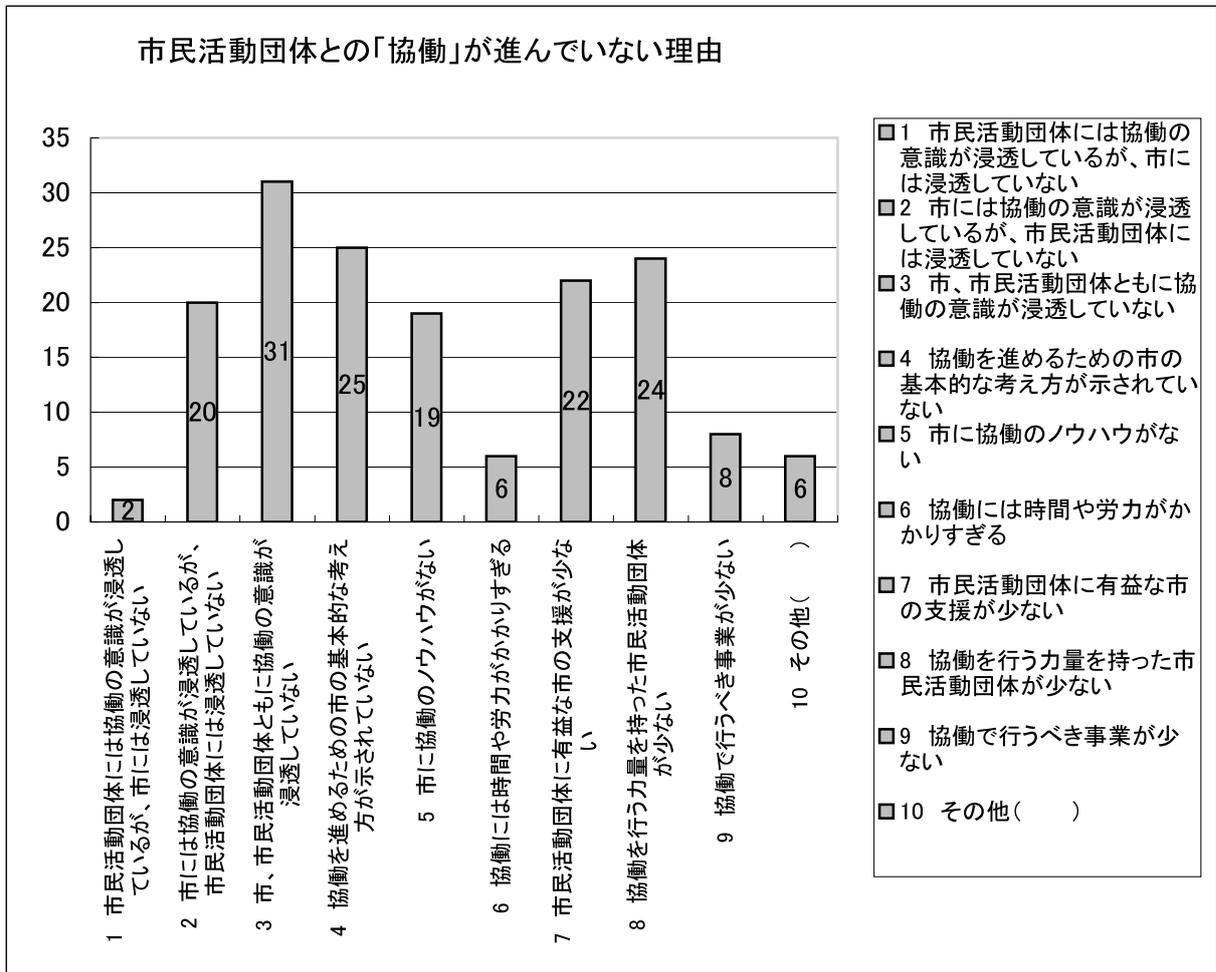
- |              |    |
|--------------|----|
| 1 とても進んでいる   | 0  |
| 2 ある程度進んでいる  | 45 |
| 3 あまり進んでいない  | 40 |
| 4 ほとんど進んでいない | 15 |
| 5 わからない      | 25 |



問4 (問3で、3または4と答えた方)あなたは、市民活動団体との「協働」が進んでいない理由についてどのように思いますか。あてはまると思うものを3つ選んで○印をつけてください。

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1 市民活動団体には協働の意識が浸透しているが、市には浸透していない | 2  |
| 2 市には協働の意識が浸透しているが、市民活動団体には浸透していない | 20 |
| 3 市、市民活動団体ともに協働の意識が浸透していない         | 31 |
| 4 協働を進めるための市の基本的な考え方が示されていない       | 25 |

5 市に協働のノウハウがない	19
6 協働には時間や労力がかかりすぎる	6
7 市民活動団体に有益な市の支援が少ない	22
8 協働を行う力量を持った市民活動団体が少ない	24
9 協働で行うべき事業が少ない	8
10 その他 ( )	6



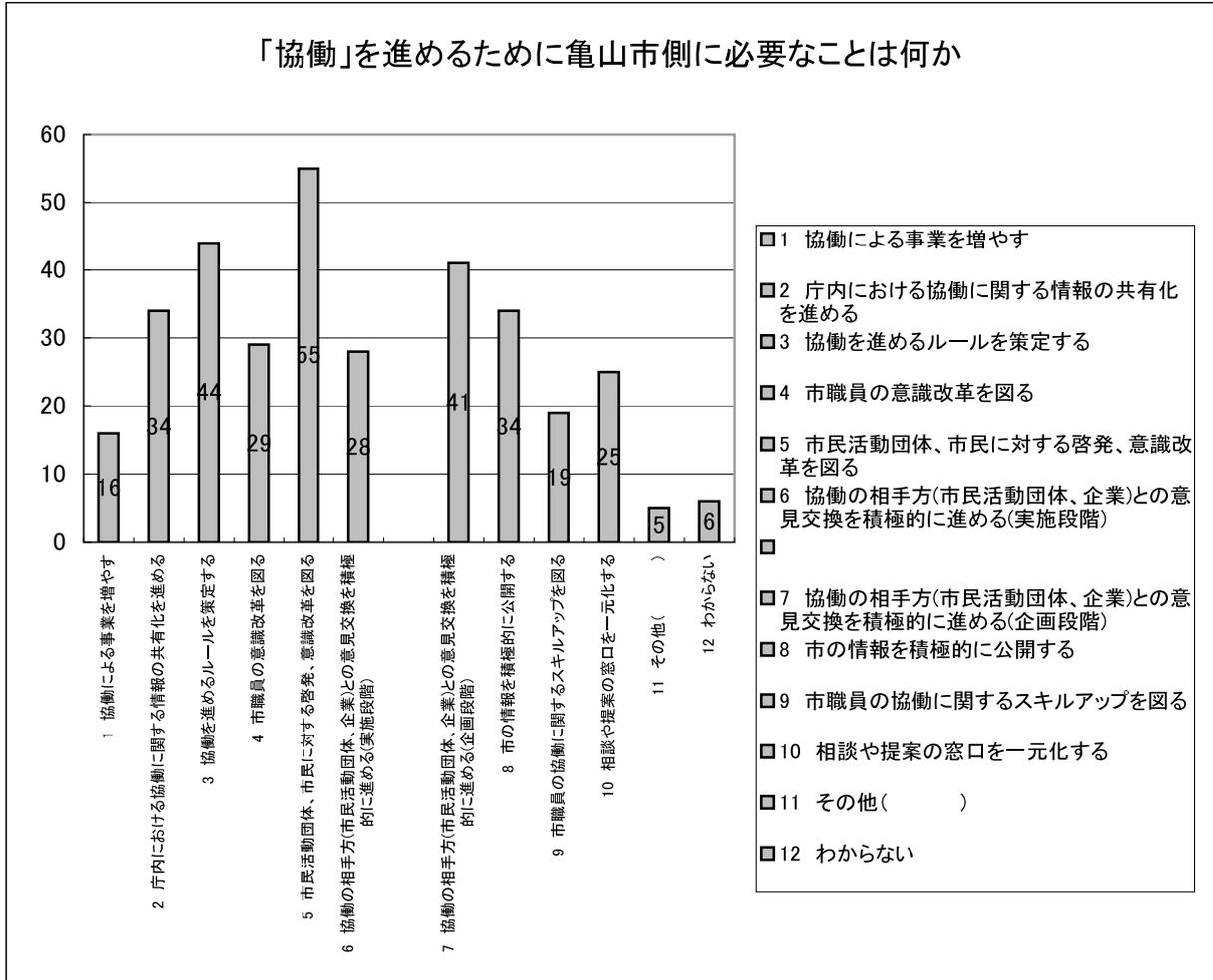
その他の意見

- 最近になって亀山市では市民へのPR等スタートがありまだ評価できる段階でない。
- 市は既に内定しているのにそれを伏せあたかも協働で進めているように見せかけている。
- 市民活動が一部のみに偏って全体に浸透していないから。
- 行政の縦割り構造が横に広がらないと協働にならない。
- 市、活動団体、企業の特徴(技術、労力、ノウハウ等)を出し合っの協働体制ができていない。
- 協働で行う事業そのものが不明瞭
- 市民の中に芽生えていない。

問5 あなたは「協働」を進めるために亀山市側に必要なことは何だと思いませんか。あなたのお考えに近いものを3つ選んで○印をつけてください。

1 協働による事業を増やす	16
2 庁内における協働に関する情報の共有化を進める	34
3 協働を進めるルールを策定する	44
4 市職員の意識改革を図る	29
5 市民活動団体、市民に対する啓発、意識改革を図る	55
6 協働の相手方(市民活動団体、企業)との意見交換を積極的に進める(実施段階)	28

7 協働の相手方(市民活動団体、企業)との意見交換を積極的に進める(企画段階)	41
8 市の情報を積極的に公開する	34
9 市職員の協働に関するスキルアップを図る	19
10 相談や提案の窓口を一元化する	25
11 その他( )	5
12 わからない	6



その他の意見

- 一例ですが、税金のことについて年齢のこともあり分からぬことが多い。以前市民課の肝いりで税務課の説明を受けたと聞く。納期間際の打ち上げで申し訳ないですが、このような面倒をみてほしい。
- 協働の目的、内容、本質的なものをもっとPRしなければ理解を得ることは難しいと感じる。
- 私たちは今お部屋を借りているくらいにしか思っていない。
- 行政の姿勢を平等の立場であることを基本とする。
- 市が進方向と利用者の考え方にズレがあると感じる。本当に目的が明確でないので

問6 あなたは「協働」を進めるために市民活動団体側に必要なことは何だと思えますか。あなたのお考えに近いものを3つ選んで○印をつけてください。

1 活動の安定性や継続性を高める	81
2 組織運営能力を高める	50
3 専門性を高める	34
4 企画力を高める	46
5 市の手続きや制度に関する理解を深める	38
6 情報の公開に努める	39

7 トラブル等が発生した場合の責任体制をつくる

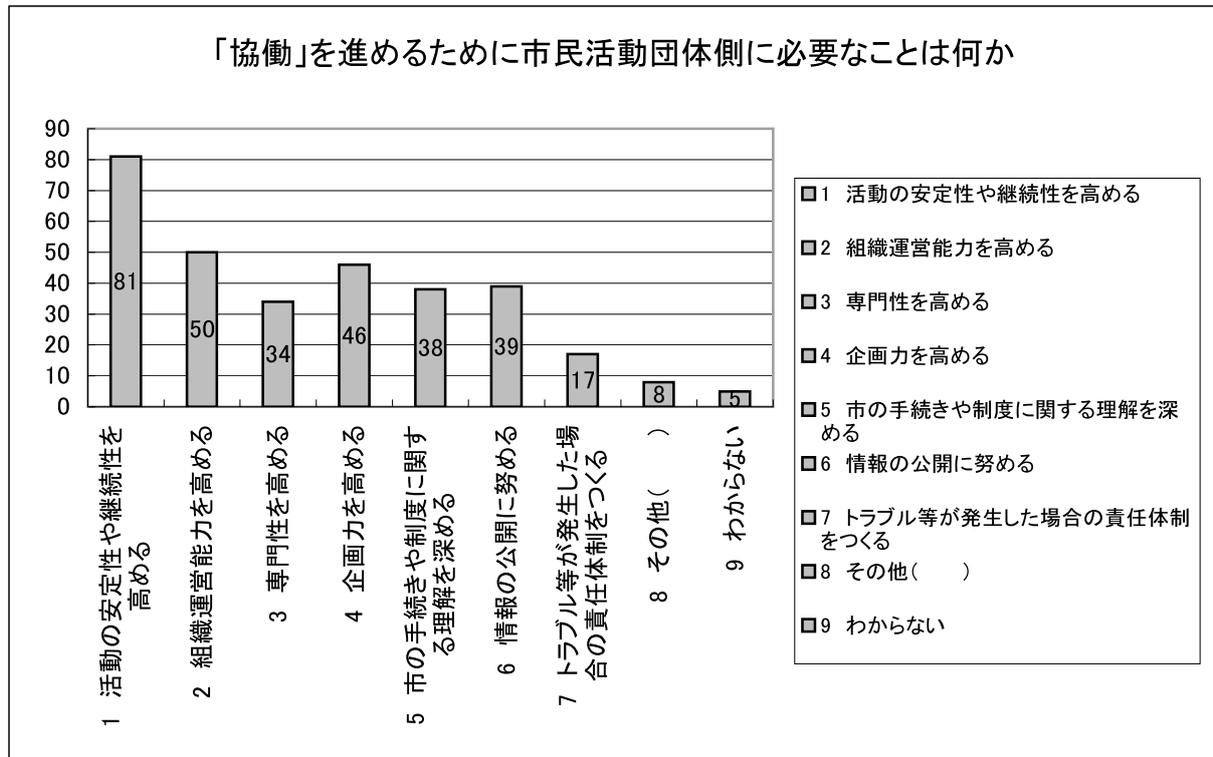
17

8 その他( )

8

9 わからない

5



## 亀山市協働の指針策定ワーキンググループ名簿

区 分	選出根拠	氏 名
学識経験を有する者	亀山市協働の指針策定ワーキンググループ要綱第3条第1号に該当	石阪督規
公募により選出されたもの	亀山市協働の指針策定ワーキンググループ要綱第3条第2号に該当	福島長幹、伊藤幸一、服部重樹、鈴木壽一、奥田一恵、村上 裕、島崎眞子、山崎佐代子、佐久間茂子、山崎 力、浅田正雄
市職員	亀山市協働の指針策定ワーキンググループ要綱第3条第3号に該当	水谷和久、早川清弘、谷口広幸、坂口一郎、橋場徹広、井分信次、臼井けい子、田中直樹、宮川 厚
その他市長が特に必要と認めるもの	亀山市協働の指針策定ワーキンググループ要綱第3条第4号に該当	亀山裕美子

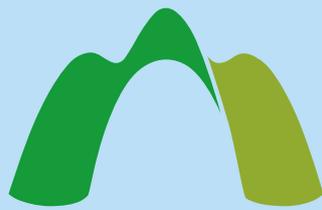
# 亀 山 市 協 働 の 指 針

**まず一歩！！あなたと一緒にまちづくり！！**

平成20年3月  
発行:三重県亀山市  
編集:亀山市市民部市民参画協働室  
〒519-0195 亀山市本丸町577番地

※なお、平成20年4月1日以降の所管は、  
市民部市民相談・協働推進室になります。

TEL 0595-84-5007 FAX 0595-82-1434  
E-mail:shimin@city.kameyama.mie.jp



三重県亀山市